

土地利用基本計画の変更について

平成26年3月27日

三重県

別紙様式
変更内容説明書

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	203,024	35.1%			0	203,024	35.1%
農業地域(b)	200,266	34.7%			0	200,266	34.7%
森林地域(c)	370,820	64.2%			0	370,820	64.2%
自然公園地域(d)	202,501	35.1%	6,247		6,247	208,748	36.1%
自然保全地域(e)	459	0.1%			0	459	0.1%
五地域計 (f: a+b+c+d+e)	977,070	169.1%	6,247	0	6,247	983,317	170.2%
白地地域	4,392	0.8%		43	△ 43	4,349	0.8%
県土面積	577,731	100.0%			0	577,731	100.0%

注1: 県土面積は、平成24年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

注2: 五地域区分の面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。

【記載上の注意事項】

- 1) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「面積(ha)」には、整数値を記載する。
- 2) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「割合(%)」の数値は、小数点第1位まで記載する。
- 3) 「現行計画の面積」と「変更後の計画面積」に記載する県土面積は一致させる。
- 4) 「変更する面積」欄には、変更する面積のみを記載する(変更がない場合は、空欄とする)。
- 5) 「差引面積(ha)」がマイナスになる場合、数字の前に「△」を付する(「縮小面積」欄の数字の前には「△」を付さない)。

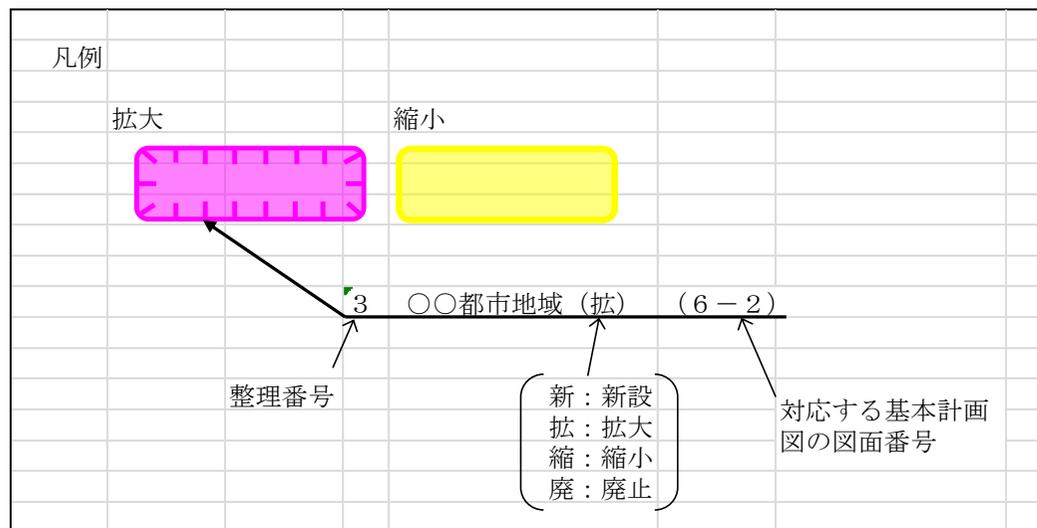
(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の地目現況(ha)		変更を必要とする理由	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積(ha)	縮小面積(ha)	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減	地目				
					名称	面積	名称	面積						面積
1-1 1-2 1-3	香肌峡県立自然公園地域	松阪市多気町	6,247		農 森 農森	287 5,308 609	農用 民林 保安	132 5,917 2,542	△ 43	農地 森林 水面 建物 道路 その他	106 6,001 13 46 72 9	旧飯高町合併前の宮前村、川俣村及び波瀬村を中心とする区域が香肌峡県立自然公園区域から外れており、今回の見直しにより、隣接する指定区域と一体とすることで自然景観の維持及び保護を図る必要があるため。	三重県立自然公園条例に基づく県立自然公園指定区域の拡大(H26年3月)	指定にあたり、個別規制法担当部局と事前協議を行った。 ・自然公園法(環境省) ・農地法(東海農政局) ・森林法(近畿中国森林管理局三重森林管理署) ・鉱業法(中部経済産業省) ・河川法(国土交通省連ダム管理所) ・県庁内関係部局 ・県地域機関関係部局 ・松阪市、多気町
合計			6,247	0										

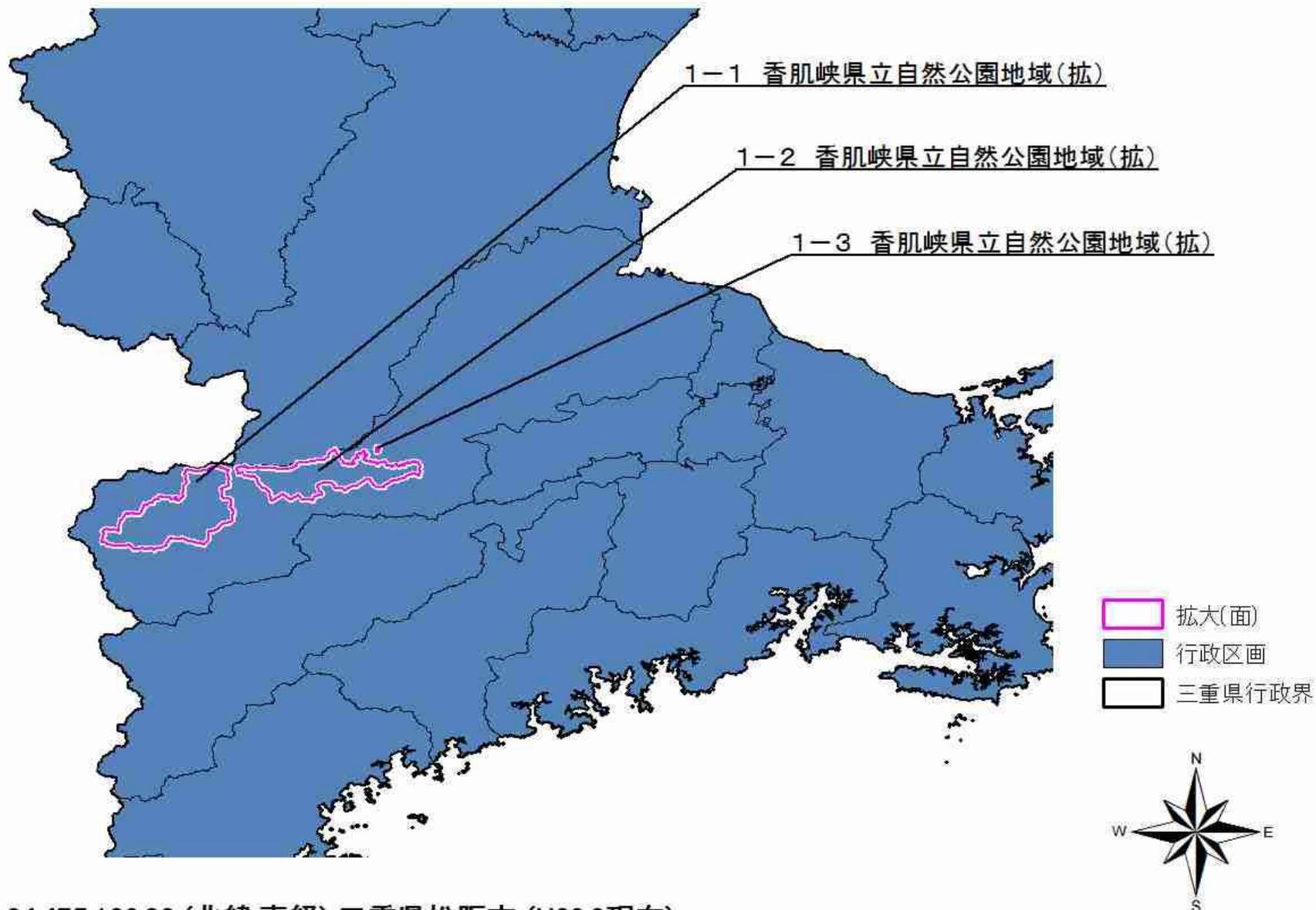
【記載上の注意事項】

- 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載することとし、小数点以下を四捨五入する。なお、「変更する面積」=「他地域との重複計」+「白地地域の増減」=「変更部分の地目現況」の関係となる。また、「細区分の指定状況」の各項目の面積は、対応する「他地域との重複」の項目の面積と同じか、それ以下となる。
- 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称を記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。地域が重複している場合は、例えば「都農」等と略称を組み合わせる。
- 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保持」と記載する。
- 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 「変更部分の地目現況」欄は、地目の現況について、固定資産税概要調書、航空写真等を基に、該当する現況を「農地」、「森林」、「原野等」、「水面」、「建物」、「道路」、「その他」に分類して記載する。
- 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質、土地利用の現況及び動向を明らかにしつつ、その必要性について記載する。また、細区分の設定の有無、関連する事業計画等も記載する。
- 「関連する個別規制法の措置(予定)」欄には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日書書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

2 計画図(変更区域・変更位置図)



変更位置図



図の中心位置:34.475,136.38 (北緯,東経) 三重県松阪市 (H23.2現在)

